

# 平成16年度の松戸市貸借対照表からわかること

## 1 全般的事項

今年の貸借対照表における資産総額は3,373億6,800万円であり、前年の貸借対照表と比べると68億1,799万1千円の減少となります。減少した主な原因として、土地の価格の下落と、建設仮勘定が減ったものが挙げられます。

流動資産は158億1,449万6千円で前年に比べ5億335万9千円減少しました。これは収入未済額が前年から7億6,297万3千円減少し、76億229万3千円となっていることが最大の要因です。これは、景気の低迷や政策減税による市税調定額が減少している中で、収納率が向上しているためです。

有形固定資産は2,987億2,892万7千円で前年に比べ68億5,686万9千円減少しました。これは行政財産の土地が1,976億7,268万3千円から1,934億4,261万5千円へ42億3,006万8千円、2.1%減少していることが最大の要因です。器具備品、車両は増加しているものの、建物や土地の財産の価格は減少しています。

有形固定資産の総資産に占める割合は88.5%です。そのうち、土地が2,012億6,807万6千円と有形固定資産の67.4%を占めています。有形固定資産の割合が依然高く、その中でも土地が多くの割合を占めていることがわかります。

投資その他の資産は228億2,457万7千円と前年に比べ5億4,221万7千円、2.4%の増となっています。資金や基金の変動は他の項目と比べると変動額が少ないものとなりました。

負債総額は1,576億9,285万1千円であり、前年に比べ48億3,280万8千円の増加です。これは主に、未払金、長期未払金で債務負担行為の全額と、建設仮勘定の繰越明許、継続費の繰越額が増加したことが原因となります。

負債の73.0%が地方債であり、一年以内に償還予定の短期債務分とそれ以外の長期債務分とをあわせ1,150億5,432万9千円が計上されていますが、これは前年と比べ2.6%減少しています。

目的別に見ると有形固定資産の購入目的が827億8,503万5千円計上されており、次いで臨時税収補てん債及び減収補てん債として230億7,758万1千円、道路整備目的として91億9,171万3千円計上されています。

また、退職給与引当金については344億6,541万4千円を計上し、前年に比べ1.1%、3億7,954万6千円減少しています。これは負債総額の約21.9%を占めています。

一概に民間とは比較できませんが、民間企業の自己資本比率に該当する、資産に対する正味財産の割合は53.3%と、これまでで最低であった平成15年3月31日現在のものとほぼ同水準のものとなりました。これは、松戸市の所有する現金、物品、建物、土地、基金などの財産の約半分が負債に由来しているということになります。これは前述のとおり、主に土地の資産が下落していることによります。

1年以内に償還しなければならない流動負債に対して、比較的融通が利く流動資産の割合を求めた流動比率は129.7%と、短期的な資金には余裕があります。

民間の固定比率に該当する、松戸市の正味財産に対する有形固定資産の割合は166.3%であり、正味財産の倍近い金額を設備投資にかけていることとなります。固定資産への投資はその回収に長期間を要するので、返済の必要がない正味財産で行われることが望ましく、それに不足があれば返済にも長期間を要することができる固定負債で行うことがよいとされています。正味財産と固定負債に対する有形固定資産の割合を示す長期固定適合率は91.9%となっており、当面問題となることはないと考えられます。

## 2 有形固定資産の償却累計率

償却累計率とは、減価償却を実施する有形固定資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を示すもので、有形固定資産の見積耐用年数が経過し減価償却の手続きが終了している場合には、償却累計率は100%となります。(見積残存価額をゼロとしている場合)

減価償却の計算を実施する有形固定資産のうち、物品に分類されている備品については81.02% (前年は84.21%)、車両運搬具等については、償却累計率が56.63% (前年は66.05%)となっていて前年よりも10ポイント程度低下しており、物品、車両ともに更新が進んでいることがわかります。

行政財産に分類されているもののうち、建物については償却累計率が38.59%となっています。これは前年度に比して2.1ポイントの増となり、まだ償却が進んでいない比較的新しい建物が多いが、以前と比べて新たに建築された建物が少ないことがわかります。このことにより、特に行政財産については処分が難しいため、将来長期間にわたって現在の水準の減価償却費を続けなければならない(修繕費部分が高額になる)ことが予想されます。

## 3 地方債に関する事項

地方債のうち、有形固定資産取得のために発行されたものの残高は827億8,503万5千円であり、行政財産の残高2,751億5,823万8千円に対する割合は30.1%、行政財産のうち将来的に更新が必要になると考えられる償却性資産(建物など)の残高948億8,584万2千円に対する割合は87.2%となっており、有形固定資産に関しては、行政財産よりも地方債は残高が少ないことがわかります。つまり、行政財産の利用にかかる減価償却費を行政サービスの対価としての税込・利用料等の収入により回収することが可能であれば、その収入の一部は地方債の返済ではなく余裕を持たせることが可能であることとなります。

地方債のうち臨時税込補てん債及び減収補てん債の残高は230億7,758万1千円です。これらの地方債により調達された資金は複数年度にわたって利用される資産の取得のために支出されたものではなく、一会計年度において経費として消費された支出に充てられています。これより、過去の行政サービス提供のために発行した地方債の償還のために、当年度の税込の一部を充当しなければならないこととなります。

今回貸借対照表に計上した地方債には、道路・橋梁等のインフラ資産建設のために発行されたものの残高91億9,171万3千円がふくまれています。これらの地方債の発行により建設された見合いのインフラ資産については今回作成した貸借対照表には含まれていません。(道路、橋梁の累積投資額については附属明細書に記載されています)